

大阪市立大学同窓会東京支部「東京有恒会」規約

第1章 名称

(名称)

第1条 本会は、大阪市立大学同窓会東京支部「東京有恒会」と称する。(以下本会という)

第2章 目的と事業

(目的)

第2条 本会は、第4条に定める会員相互の親睦を図り、大阪市立大学および大阪市立大学同窓会の発展に寄与することを目的とする。

(本会の所在地)

第3条 本会の事務所は、原則として本会会長の所在地に置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流および親睦活動
- (2) ホームページによる広報活動
- (3) 大阪市立大学同窓会と連携し、大阪市立大学の発展に寄与する大学への寄付、産学官連携など各種大学への支援活動
- (4) 総会、講演会、講習会の開催
- (5) その他必要と認められる事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、入会登録をした原則として関東地方に在住・在勤する次の者を以て組織する。

- (1) 正会員 大阪市立大学卒業生(学部、大学院)
- (2) 準会員 大阪市立大学の教職員であった者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会で承認された者

第4章 役員および役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くことができる。

会長1名、副会長1名、理事7名以内、監事1名

②前項の役員は、総会で会員より選出する。

(役員職務および役員会)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- ②副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を行う。
- ③役員は、役員会を組織して総会の議決した事項の執行に当たる。
- ④役員御開催は随時行い、会長が招集する。

- ⑤役員会は、会長が議長となり議事を進行する。
- ⑥役員会の議決は多数決で行うものとし、可否同数のときは議長が決する。
- ⑦幹事は、役員会の議決に加わることができない。
- ⑧役員会を開催した場合は、開催の都度、議事録を作成しなければならない。

(個人情報の取扱責任)

第8条 役員は、本会会員の個人情報の取扱いについては十分に注意しなければならない。

- ②故意に個人情報の漏洩を行い、会員に損害を与えたときは、その者はその損害に対し賠償の責任を負う。

(監事の職務)

第9条 監事は、本会の業務および財産に関し次の業務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長、理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 幹事は、財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを役員会に報告し、必要があると認めるときは総会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- ②補充または増員により選任された役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。

- ③役員はその任期満了後でも、後任者の就任までは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、会長または監事はその解任理由を明らかにし、総会において総会出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

第5章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- ②定期総会は、毎年10月に開催する。

- ③臨時総会は、会長が必要と認めるときまたは第9条に定める監事の請求により開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- ②総会を招集するときは、会員に会議の目的及びその内容並びに日時および場所を示して開会の1か月前までに通知しなければならない。

- ③会員は、定期総会、臨時総会に随時出席し意見を述べるができる。

(総会の権限)

第14条 総会は、会長が議長となり次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員を選任および解任に関する事項
 - (4) 規約等の改正に関する事項
 - (5) その他、重要な事項
- (総会の定足数)

第15条 総会の開催につき、定足数を設けない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する
と

ころによる。

ただし第11条の規定によるものを除く。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(運営)

第18条 本会の運営は、総会時の会費および寄付金で賄うものとする。

(会計報告)

第19条 会計報告は、会長が収支計算書と財産目録を作成し、監事の監査を得て総会で承認を得る。

②総会で承認された収支計算書と財産目録は総会終了後1か月以内に本会のホームページにて開示するものとする。

(会計報告への異議申し出)

第20条 会員が会計報告書に異議がある場合、文書で会長あてに異議を申し出ることができる。

(異議申し立てに対する回答および総会報告)

第21条 会員により文書で会計報告書に関し異議の申し立てを受けた場合、会長は文書にて異議を申し立てた会員に遅滞なく回答するとともに、本総会に回答内容の報告をしなければならない。

第7章 規約の改正

第22条 規約の改正は、役員会で役員過半数の同意を得た後に総会の出席者の3分の2の賛成を得なければならない。

第8章 附則

(施行)

第1条 本規約は2021年12月4日より施行する。